

新型コロナウイルス感染症
(COVID-19) への対応
(2020年3月10日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

COVID-19から会社を守る 9つのチェックリスト

- 駐在員、出張者はパスポート原本を持ち歩き、タイへの最終入国日の証明を可能にしているか？
- 駐在員のパスポート、ビザ、ワークパーミット更新は早目に行っているか？
- 私用公用を含め社員の海外渡航を把握しているか？また、渡航者については渡航中の滞在先、緊急連絡先、帰省先等を把握しているか？タイ帰国後の14日間以上の出社自粛*を勧めているか？**
- 社員の同居者（親族、友人）に海外からの帰国する予定の者がいるか申告させているか？**
- 日々の体温測定等駐在員、社員の体調管理について監督を行っているか？社員の傷病休暇取得については取得日数に関わらず内容を把握しているか？
- 配達、取引先等来訪者の行動は限定された場所内に制限しているか？来訪者のIDカード情報記録、体温測定を行っているか？
- 銀行口座からの現金引出しは複数の取締役（または駐在員）のサインで可能なようにしているか？
- インターネットバンク契約をして遠隔でも資金操作できるようにしているか？
- 物品の輸出入通関手続きは複数の取締役（または駐在員）のサインで可能なようにしているか？

* 自己検疫(Self-Quarantine at home)は社員が自ら申請の場合は年30日を限度に有給の傷病休暇扱い（30日を超えた分だけ追加で有給付与）となるが、会社から命じた場合は年30日とは別枠で休暇期間がすべて有給となる点に注意。

**人材派遣を利用している場合は派遣会社に該当者は派遣しないよう通知する必要。

社内に感染または感染を疑われる社員が発見された場合の対応

①保健省へ報告

- 伝染病法第31条(4)に基づき、会社は3時間以内に保健省疾病管理局（直通TEL:1422）へ報告する義務があります。違反の場合は2万バーツの罰金が科せられます。
- 伝染病法第31条
危険伝染病、注意喚起すべき伝染病または感染症の発生にあたって、下記の者は疾病管理官へ通知すべきである。
 - (1) 自宅の場合、家主または家の管理者あるいは被感染者または感染の可能性のある患者を診察した医師
 - (2) 医療機関において被感染者または感染の可能性のある患者を診察した場合、医療機関の責任者
 - (3) 医療または獣医療において検視を行い感染が原因である可能性を確認した場合、検視官または検視施設の責任者
 - (4) その他の施設で感染または感染の可能性のあることを確認した場合、その他の施設の所有者または管理者
- 3時間の根拠は2017年11月23日付保健省告知に基づく。

社内に感染社内に感染または感染を疑われる社員が発見された場合の対応
②消毒、濃厚接触者の出社自粛

- 3/9にCOVID-19感染者（品質検査の協力会社社員）が研修参加のため2/28に1日間会社に出入りしていたことが事後的に判明したラヨン県RIL工業団地内のサイアムセメントグループ(SCG)のグループ会社では下記の措置を取った旨、公表しました。当局から明文での通達等はないものの対処方法としては参考になると思います。
- **研修部屋の清掃、消毒、オゾン洗浄、1週間の使用禁止**
- **感染者が出入りした建物全体、トイレ、食堂の清掃及び消毒（3/11から出入り可能）**
- **研修参加者、講師は2/28から14日間経過するまで症状観察のため出社自粛**
- 危険のある国々への渡航自粛
- 工業団地内の多人数の集会への参加自粛

14日間の自主 隔離(Self- quarantine at home)につい て

- 3月2日付保健省告知により①韓国、②中国（香港、澳門含む）、③イタリア、④イランからの入国に際し、伝染病法第8条が適用されます（官報掲載日の翌日(3月6日)から適用）。
- すなわち、伝染病法第8条より上記国・地域からの入国に際し、法的に空港や港湾において下記の措置が可能となります。
 - (1) 病気の伝染を防ぎ管理するための除染処理
 - (2) チェックポイントに配置された疾病管理担当官の移動許可が出るまで航空機、船舶等運搬具を特定の場所への留め置き。
 - (3) 上記運搬具内の旅行者に対し、特定の場所、期間における健康診断、観察または免疫のための隔離、検疫、監督
 - (4) 疾病管理担当官の許可の無い者による運搬具や隔離場所への立入禁止
 - (5) 疾病管理担当官の許可の無い者による運搬具内の汚染された、またはその可能性のある物品の持ち出し
- 14日間の自主隔離（外出自粛）が義務付けされています。また、遵守されているかどうかの当局による管理はモバイルアプリでされる予定です。
- 違反者は2万バーツの罰金が科せられます。
- 3月8日に民用航空管理局より上記国からの搭乗手続時にCOVID-19に感染していないという診断書が無いとボーディングパスを発行しないように航空会社への通知が発せられました。また、タイ航空（TG）及びタイライオン航空（SL）からは本規定に従う旨、発表がありました。他航空会社は不明です。
- 日本、台湾、シンガポールについては上記の伝染病法に基づく規制に該当しませんが、保健省より14日間の自主隔離（外出自粛）が要請されています。また、ベトナムはいずれにも該当しません。